

ライフケアステーションまつたや運営規定

(事業の目的)

第 1 条 有限会社松多屋が開設するライフケアステーションまつたや(以下事業所)が行う居宅介護支援事業(以下事業)は、介護保険法の理念に基づき、事業所の介護支援専門員が、心身ともに満足のいく充実した生活を在宅で送りながら、幸せを感じる事ができるよう適切な居宅介護支援を行う事を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行うものとする。また、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの適切な利用等をする事ができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏る事のないように公正、中立に行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 ライフケアステーションまつたや
所在地 石川郡石川町字長久保 92-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 介護支援専門員 1 名(常勤、兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1 名以上(常勤)

介護支援専門員は、第 2 条の運営方針に基づき、指定居宅支援の業務に当たる。介護支援専門員は、居宅支援事業利用者45名、またはその端数を増すごとに 1 名配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。(12月30日は午後1時までの営業とする)
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 休業日であっても、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - ② 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、石川町とするが、実施地域以外の利用者から要請があった場合は、相談に応じ内容を検討した上でこれも認める。

(苦情・ハラスメント処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者ご家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応し解決に向けて調査を実施、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 介護支援専門員は、事業提供により事故が発生した場合や要介護者等の病状及び生活に急変、その他緊急事態が生じた時は、各事業所と連携をとり、速やかに主治医や家族関係者に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第 11 条 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第 12 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 週間以内
- ③ 継続研修 年 2 回

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社松多屋と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第 14 条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

)

(衛生管理)

第 15 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待防止に関する責任者(管理者)の選定
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) 成年後見制度の利用の支援
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年6月1日から施行する。

この規程は、令和 6年5月1日から施行する。